

一般社団法人香川県建築士会
建築士名簿閲覧規程

(建築士名簿の閲覧事務を行う事務所の名称及び所在地)

第1条 建築士名簿の閲覧事務を行う事務所は、一般社団法人香川県建築士会とし、所在地は、高松市天神前6番34号 村瀬ビル2階 とする。

(建築士名簿の閲覧事務を行う時間及び休日)

第2条 建築士名簿の閲覧事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から12時、午後1時から5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日並びに土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く）
- 四 その他別に定める日

(閲覧できる名簿)

第3条 本規程により閲覧できる名簿は、次に掲げるものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名
- 三 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）
- 四 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
- 五 法第22条の2第1号から第3号までに定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
- 六 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(建築士名簿の閲覧事務)

第4条 建築士名簿の閲覧事務は、次により行う。

- 一 建築士名簿の閲覧は、閲覧をしようとする者から二級・木造建築士名簿閲覧申込書を提出させる。
- 二 建築士名簿の閲覧は、第2条第1項に定める時間内に、第1条に定める事務所の指定する場所で行わせ、それ以外の場所への持ち出し、又は汚損等をさせてはならない。
- 三 閲覧する者が、次のいずれかに該当するときは、閲覧を中止させ、又は禁止するものとする。
 - イ この規程に反し、又は指示に従わない者
 - ロ 建築士名簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
 - ハ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(閲覧方法)

第5条 閲覧方法は、次のとおりとする。

- 一 閲覧事務を行う事務所に備える閲覧用の建築士名簿について、閲覧事項を書面又は出力装置の映像面に表示させる方法。
- 二 一般財団法人建築行政情報センターの「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」による方法。

(適用範囲)

第6条 第1条、第2条及び第4条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。